

予防技術検定模擬テスト

— 解説付 —

No.190

【共通】問1 危険物の保安を監督する者（危険物保安監督者）に関する次の文章を読み、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 危険物保安監督者の必要要件の一つとして、甲種危険物取扱者又は乙種危険物取扱者であることが挙げられる。
- (2) 危険物保安監督者の必要要件の一つとして、6月以上危険物取扱いの実務経験を有することが挙げられる。
- (3) 製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、危険物保安監督者を定めた時は、遅滞なくその旨を市町村長等に届け出なければならない。
- (4) 製造所、貯蔵所又は取扱所においては、危険物取扱者以外の者は、危険物保安監督者が立ち会わなければ、危険物を取り扱ってはならない。

【消防用設備等】問1 消防設備士試験に関する次の文章を読み、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 消防設備士試験は、消防用設備等の設置及び維持に関して必要な知識及び技能について行う試験であり、特殊消防用設備等の設置及び維持に関して必要な知識及び技能については出題されない。
- (2) 消防設備士試験は、都道府県知事が、その種類ごとに、毎年1回以上行う必要がある。
- (3) 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する学科又は課程を修めて卒業した者は甲種消防設備士試験を受けることができる。
- (4) 乙種消防設備士免状の交付を受けた後2年間工事整備対象設備等の整備の経験を有する者は甲種消防設備士試験を受けることができる。ただし、当該整備は消防設備士でなければ行ってはならない工事又は整備として政令で定められているものとする。

【消防用設備等】問2 令第11条第3項第2号イに規定する屋内消火栓設備（いわゆる2号消火栓）に関する次の文章を読み、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) ノズルには、容易に開閉できる装置を設ける必要がある。
- (2) 主配管のうち立上り管は、管の呼びで40mm以上のものとする必要がある。
- (3) 高架水槽を用いる加圧送水装置の落差は、消防用ホースの摩擦損失水頭（単位m）及び配管の摩擦損失水頭（単位m）に25mを加えた値以上の値とする必要がある。
- (4) 加圧送水装置は、直接操作により起動できるものであり、かつ、開閉弁の開放、消防用ホースの延長操作等と連動して、起動することができるものであることが必要である。

【防火査察】問1 消防法（以下「法」という。）第4条に基づく立入検査等に関する次の記述のうち、適当なものはどれか。

- (1) 法第4条第1項中の立入検査の要件である「火災予防のために必要があるとき」とは、個別的、具体的な火災危険性の

存在を要求するものではなく、一般的、抽象的な火災危険性の存在で足りるとするものである。この要件に該当する消防対象物については、法第36条関係の防災管理に関する事項についても、法第4条第1項に基づき立入検査を実施することができる。

- (2) 法第4条第1項に基づき実施した過去の立入検査において、相手方が立入検査を拒否したなどの経過が記録されているときは、相手方に立入検査の実施を事前に通知し、相手方の承諾を得てから出向くようにするなど立入検査を円滑に実施できるような方策について検討する必要がある。
- (3) 法第4条第1項に基づき、消防職員が消防対象物の関係のある場所に立ち入る場合においては、市町村長の定める証票を関係者に示さなければならない。
- (4) 法第4条第1項に基づき、日出から日没までの時間以外の夜間の時間に立入及び検査又は質問をする場合においては、48時間以前にその旨を当該関係者に通告しなければならない。

【防火査察】問2 消防法（以下「法」という。）に基づく命令に関する次表の記述のうち、全ての項目が適当な番号はどれか。

	命令条文 【命令の主体】	要件等	名あて人	命令による 公示の 義務
(1)	法第4条第1項（資料提出命令） 【消防署長】	火災予防のために必要があるとき	権原を有する関係者	有
(2)	法第5条の3第1項（防火対象物における物件の除去命令） 【消防吏員】	防火対象物において、消火、避難その他の消防の活動に支障になると認められる物件が存置されていること	物件の所有者 物件を有する者	なし
(3)	法第17条の4第1項（消防用設備等の設置命令） 【消防長】	法第17条第1項に該当する防火対象物の関係者が、政令で定める技術上の基準に従って消防用設備等を設置していないこと	権原を有する関係者	有
(4)	法第8条の2第4項（防火対象物定期点検虚偽表示の除去命令） 【消防長】	防火対象物定期点検報告の義務対象物であり、防火対象物点検資格者により点検基準に適合していると認められつつも、防火基準点検済証と紛らわしい表示がされていること	防火対象物の所有者 関係者	なし

【危険物】問1 次の文章中のa～cに入るものについての正しい組み合わせはどれか。

屋外貯蔵所は、屋外の場所において第2類の危険物のうち

相当する型式検定に合格している機器その他の機器であつて総務省令で定めるものを施設する場合は、この限りでない。

- 一 第31条の規定により備え付けなければならない周波数測定装置
- 二 船舶安全法第2条（同法第29条の7の規定に基づく政令において準用する場合を含む。）の規定に基づく命令により船舶に備えなければならないレーダー
- 三 船舶に施設する救命用の無線設備の機器であつて総務省令で定めるもの
- 四 第33条の規定により備えなければならない無線設備の機器（前号に掲げるものを除く。）
- 五 第34条本文に規定する船舶地球局の無線設備の機器
- 六 航空機に施設する無線設備の機器であつて総務省令で定めるもの

〔国民保護〕

問1 答 (3)

解説 国民保護法第3条参照。

〔警防〕

問1 答 (3)

解説 被害の規模は、災害発生時期が冬季では降雪や寒さ、夏季では猛暑など被災者の救出・救助などの活動が困難な場合がある。また、発生時間も深夜、日中により被害状況が変わる。

消防司令問題解答

〔消防法規〕

問1 答 (4)

- 解説 (1) 消防対象物のため、誤り。
(2) 直接関係のある者のみのため、誤り。
(3) 要求がない限り義務でないため、誤り。
(4) 正しい。
(5) 応急消火義務者より範囲が広いため、誤り。

〔消防時事〕

問1 答 (1)

- 解説 (1) 正しい。
(2) 一般取扱所のため、誤り。
(3) 人的要因、物的要因の順のため、誤り。
(4) 一般取扱所のため、誤り。
(5) 物的要因、人的要因の順のため、誤り。

〔地方自治制度〕

問1 答 (3)

解説 (1) 付議案件の有無にかかわらず招集されるため、誤り。

- (2) 長が招集するため、誤り。
- (3) 正しい。
- (4) 設置は任意のため、誤り。
- (5) 必要としないため、誤り。

〔警防〕

問1 答 (5)

解説 毒劇物等の危険物品が収納されている場合があることから、情報収集を優先し安全確保されるまで進入させない。

〔救急〕

問1 答 (1)、(2)

- 解説 (1) 口頭指導は、救急救命士、救急隊員の資格を有する者、応急手当指導員を充てるものとなっている。
(2) 口頭指導を実施する場合、感染防止上の留意事項についても配慮した指導を行うものとする。出典：口頭指導に関する実施基準の一部改正について（令和4年3月31日付 消防救第104号消防庁次長）

問2 答 (3)、(5)

解説 (3)は急性腰痛症、(5)は熱中症を強く疑うべき症状。出典：救急救命士標準テキスト第10版（792頁）表Ⅲ-7-6 急性中毒を疑うべき状況

問3 答 (3)、(5)

- 解説 (1) × 第4条 消防長 → 市町村長
(2) × 第7条 代替要員を確保しなければならない。→ 確保するよう努めるものとする。
(3) ○ 第19条
(4) × 第20条 応じなければならない。→ 応ずるよう努めるものとする。
(5) ○ 第30条

予防技術検定模擬テスト解答

〔共通〕

問1 答 (4)

- 解説 (1) 消防法第13条第1項。危険物保安監督者の必要要件の一つとして、甲種危険物取扱者（甲種危険物取扱者免状の交付を受けている者）又は乙種危険物取扱者（乙種危険物取扱者免状の交付を受けている者）であることが挙げられるので正しい。
(2) 消防法第13条第1項。危険物保安監督者の必要要件の一つとして、6月以上危険物取扱いの実務経験を有することが挙げられるので正しい。なお、危険物保安監督者に必要とされる実務経験とは、甲種危険物取扱者たる危険物保安

監督者については製造所等におけるいずれかの類の危険物の取扱いの実務経験であり、乙種危険物取扱者たる危険物保安監督者については製造所等における自らが取扱い、又はその取扱作業に関して立ち会うことのできる類の危険物の取扱いの実務経験をいう（逐条解説消防法第4版330頁参照）。

- (3) 消防法第13条第2項。製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、危険物保安監督者を定めた時は、遅滞なくその旨を市町村長等に届け出なければならないとされているので正しい。なお、危険物保安監督者を解任した時も同様の手続きが必要である。
- (4) 消防法第13条第3項。製造所、貯蔵所又は取扱所においては、危険物取扱者以外の者は、危険物保安監督者ではなく甲種危険物取扱者又は乙種危険物取扱者が立ち会わなければ、危険物を取り扱ってはならないとされているので誤りである。なお、「立会い」の意義について行政実例は、危険物取扱者が一時的に現場に臨み、当該作業を監視し、又は必要な指示をし、終始現場に現存していない場合について、危険物取扱者が現存していないという状態が、危険物政令第31条第3項に規定する危険物取扱者の責務を果たし得る範囲内にいないことを意味するものであれば、「立会い」をしたとは解されないとしている（昭和49年消防予第8号予防課長回答）。すなわち、「立会い」とは、「間接性」、「臨場性」及び「指示可能性」の3つの要素を含むものと解される（逐条解説消防法第4版334頁参照）。

消防用設備等

問1 答 (1)

- 解説 (1) 消防法第17条の8第1項。消防設備士試験は、消防用設備等だけでなく特殊消防用設備等の設置及び維持に関して必要な知識及び技能も出題範囲なので、本選択肢は誤りである。
- (2) 消防法第17条の8第3項。本選択肢は正しい。
- (3) 消防法第17条の8第4項第1号。本選択肢は正しい。
- (4) 消防法第17条の8第4項第2号。本選択肢は正しい。

問2 答 (2)

- 解説 (1) 消防法施行規則第12条第2項第1号。2号消火栓のノズルには、容易に開閉できる装置を設けることとされているので正しい。なお、易操作性1号消火栓（平成8年12月12日付け消防予第254号通知により消防法施行令第32条の規定を適用した特例基準が定められ、その後、平

成9年3月31日付け消防予第62号通知により技術基準が整備された屋内消火栓設備。消防法施行規則第12条第1項第7号へ（イ）の規定が適用される。）や広範囲型2号消火栓（消防法施行令第11条第3項第二号口に規定する屋内消火栓設備。消防法施行規則第12条第3項柱書きにより消防法施行規則第12条第2項第1号の規定が適用される。）にも容易に開閉できる装置が設けられているが、1号消火栓ではこのような装置は設けられていない。

- (2) 消防法施行規則第12条第2項第2号。2号消火栓の主配管のうち、立上り管は、管の呼びで32mm以上のものとする必要があるが、40mm以上のものとするまででは求められていないので、本選択肢は誤りである。なお、主配管のうち立上り管は、広範囲型2号消火栓にあっては管の呼びで40mm以上のもの、1号消火栓及び易操作性1号消火栓にあっては管の呼びで50mm以上のものとする必要がある。
- (3) 消防法施行規則第12条第2項第3号。本選択肢は正しい。なお、1号消火栓、易操作性1号消火栓及び広範囲型2号消火栓にあっては、ノズルの先端における放水圧力が0.25MPa以上ではなく0.17MPa以上で足りることから、「25mを加えた値」とされている部分は「17mを加えた値」となる。
- (4) 消防法施行規則第12条第2項第6号。本選択肢は正しい。なお、易操作性1号消火栓にあっては、消防法施行規則第12条第1項第7号へただし書きにより、直接操作できるものうち、開閉弁の開放、消防用ホースの延長操作等と連動して起動する方式のものであることが求められており、また、広範囲型2号消火栓にあっては、消防法施行規則第12条第3項柱書きにより、消防法施行規則第12条第2項第6号の規定が適用されるため、いずれも2号消火栓と同じ性能が求められる。

防火査察

問1 答 (2)

- 解説 (1) 立入検査マニュアルにより、法第36条関係の防災管理に関する規定については、法第4条第1項に基づく立入検査権を行使することができないため、法第4条によらない方法により、当該規定に係る適合状況を確認する必要があるので、不適当。
- (2) 立入検査マニュアルにより適当。
- (3) 法第4条第2項において、証票は関係のある者の請求があるときは、これを示さなければならないと規定されているので、不適当。
- (4) 平成14年の法改正により、法第4条第1項に